

## 習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え、電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金(以下「補助金」という。)の予算の範囲内での交付に関し、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、第3条に定める市内の住宅(店舗、事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。)に次の各号に掲げる未使用の住宅用設備等(以下「補助対象設備」という。)を各法令に準拠し、導入する事業とする。

- (1)家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- (2)定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3)窓の断熱改修
- (4)電気自動車
- (5)プラグインハイブリッド自動車
- (6)V2H充放電設備
- (7)集合住宅用充電設備

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅)

第3条 補助対象設備を導入する住宅は、別表第2に掲げる要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付の申請の日(以下「申請日」という。)の属する年度(以下「申請年度」という。)内に補助事業を実施し、かつ、申請日において、別表第3及び別表第4に掲げる要件を満たす者とする。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は補助事業を実施する者が負担した導入に係る費用等のうち別表第5に掲げるものとし、補助金の額は、別表第6のとおりとする。

2 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、導入に係る費用等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額とする。ただし、補助対象経費が補助金の上限額に満たない場合はその額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、第2条第1項第1号及び第2号の補助対象設備にあっては、補助対象設備の区分ごとに、一の住宅に1回(市内に所在する共同住宅又は長屋(以下「マンション等」という。)の専有部分において利用する当該補助対象設備の導入にあっては、1戸に限り1回)に限り交付する。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りではない。

(1)過去にこの要綱又は習志野市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱(以下「要綱等」という。)に基づく補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が当該補助対象設備を導入する場合

(2)過去に要綱等に基づく補助金の交付を受けた者であっても、補助金の交付の目的及び当

該補助対象設備の耐用年数を勘定して市長が定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過し、これを交換し、又は増設するにあたって、新たに当該補助対象設備を導入する場合

- 4 補助金は、第2条第1項第3号及び第6号の補助対象設備にあつては、補助対象設備の区分ごとに、一の住宅に1回(マンション等の専有部分において利用する当該補助対象設備の導入にあつては、1戸に限り1回、マンション等管理組合による第2条第1項第3号の補助対象設備にあつては、1棟に限り1回)に限り交付する。ただし、過去に要綱等に基づく補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が当該補助対象設備を導入する場合には、この限りではない。
- 5 補助金は、第2条第1項第4号及び第5号の補助対象設備にあつては、補助対象設備の区分ごとに、当該補助対象設備を導入する住宅において、補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)1人に付き1回に限り交付する。
- 6 補助金は、第2条第1項第7号の補助対象設備にあつては、同一の工事に付き1回に限り交付する。

(交付の申請)

第6条 交付申請書の様式は、規則第5条第3項の規定により、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)によるものとし、別表第7及び別表第8に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく申請期限は、次の各号に掲げる補助対象設備の区分に応じ、当該各号に定める日(その日が習志野市の休日に関する条例(平成元年条例第21号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い休日でない日)までとする。

(1)第2条第1項第1号の補助対象設備(習志野市営ガスを使用する場合に限る。) 申請年度の3月15日

(2)前号に掲げる補助対象設備を除く補助対象設備 申請年度の2月末日

(代行者による申請)

第7条 申請者は、補助金の交付の申請について、代行者を選任し、手続を代行させることができる。

- 2 申請者は、前項の規定により代行者を選任し、手続を代行させる場合は、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金手続代行者届(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

- 3 代行者は、代行する手続を遅滞なく実施するものとする。

(交付の請求)

第8条 交付請求書の様式は、規則第19条第3項の規定により、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(別記第3号様式)によるものとし、規則第8条第1項の通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は同通知を受けた日の属する年度の3月15日(第2条第1項第1号の補助対象設備(習志野市営ガスを使用する場合に限る。)の申請者にあつては3月末日)(その日が習志野市の休日に関する条例(平成元年条例第21号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い休日でない日)のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産につい

て、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、規則第24条の規定により、財産処分制限期間を経過せずに財産の処分をしようとするときは、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 財産制限処分期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、別表第9のとおりとする。

3 市長は、第1項に規定する処分の承認の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに承認の可否を決定し、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認(不承認)通知書(別記第5号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

4 前項の規定により財産の処分の承認を受けた者は、財産処分制限期間の満了日までの月数(1月未満の期間は除く。)の割合に相当する補助金の額を返還しなければならない。この場合において、当該返還額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 市長は、前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故及びその他のやむを得ない事由によるときは、返還すべき補助金の額の全部又は一部を免除することができる。

(協力の義務)

第11条 補助金の交付を受けた者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 習志野市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第2項）補助対象設備の要件

補助対象設備の区分	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、習志野市営ガス以外のガスを使用する場合は、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	既存住宅に導入されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するに当たり、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1室単位(壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間)で外気に接する全ての窓(換気小窓(障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓)、300mm×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア、勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。)の断熱化をすること。
電気自動車	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)であって、当該自動車に係る自動車検査証の燃料の種類が電気であるもののうち、次の要件を満たすものであること。ただし、自動車検査証の用途が乗用、自家用・事業用の別が自家用である四輪のものに限る。</p> <p>(1)補助事業を実施する者が、新車(中古の輸入車初度登録車を除く。)として、新たに導入したものであること。</p> <p>(2)自動車検査証の使用の本拠の位置が、補助事業を実施する者自らが居住する市内の住所であること。</p> <p>(3)自動車検査証の登録年月日が、申請年度内の日付であること。</p> <p>(4)国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>

<p>プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、当該自動車に係る自動車検査証の燃料の種類がガソリン・電気又は軽油・電気であるもののうち、次の要件を満たすものであること。ただし、自動車検査証の用途が乗用、自家用・事業用の別が自家用である四輪のものに限る。</p> <p>(1) 補助事業を実施する者が、新車(中古の輸入車初度登録車を除く。)として、新たに導入したものであること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、補助事業を実施する者自らが居住する市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日が、申請年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること</p>
<p>V2H充放電設備</p>	<p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)と住宅の間で相互に電気を供給できるもののうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>
<p>集合住宅用充電設備</p>	<p>集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために導入する次の設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p> <p>(1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブル、その他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブル、その他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で、充電コネクタ、ケーブル、その他装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。</p> <p>(5) 充電用コンセントスタンド (4)を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。</p>

別表第2 (第3条)補助対象設備を導入する住宅の要件

補助対象設備の区分	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1)補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>(2)補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>(3)補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等により予め導入された市内に所在する住宅</p> <p>(4)第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1)申請日まで、太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、導入された住宅において電気が消費される設備(以下「住宅用太陽光発電設備」という。)が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新規導入、導入済みを問わない。</p> <p>(2)次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等により予め導入された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
窓の断熱改修	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1)工事に着工する前日までに、建築工事が完了していること。</p> <p>(2)次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者が管理する市内に所在するマンション等</p>

電気自動車等	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 申請日までに、住宅用太陽光発電設備が導入され、発電した電気を当該補助対象設備に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新規導入、導入済みを問わない。</p> <p>(2) 補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p> <p>(3) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助事業を実施するときは、申請日までに、V2H充放電設備を導入していること。なお、V2H充放電設備は、新規導入、導入済みを問わない。</p>
V2H充放電設備	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 申請日までに、住宅用太陽光発電設備が導入され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備及び電気自動車等は、新規導入、導入済みを問わない。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等により予め導入された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
集合住宅用充電設備	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 既存のマンション等であり、当該マンション等に属する駐車場における充電設備として、居住者が利用できるものであること。</p> <p>(2) 居住者以外も充電設備を利用可能な場合の補助事業を実施するときは、申請日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地外から見える範囲に、居住者以外も当該充電設備の利用が可能であることが明記された案内板等の設置がされていることが確認できること。</p>

別表第3 (第4条)補助対象者の要件(共通要件)

補助対象設備の区分	補助対象者の要件
全ての補助対象設備	<p>(1) 習志野市の市民税を滞納していない者</p> <p>(2) 申請年度において、補助対象設備導入住宅に補助事業を実施し、自らが所有する補助対象設備の導入に係る費用費等を負担した者(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で導入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。)</p>

別表第4（第4条）補助対象者の要件（補助対象設備ごとの要件）

補助対象設備の区分	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	<p>(1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 補助対象設備を導入する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ている者</p> <p>(3) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する補助対象設備と同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、要綱等に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、過去に要綱等に基づく補助金の交付を受けた者であっても、財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するにあたって、新たに補助対象設備を導入する場合は、この限りではない。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>補助対象設備を導入する住宅が、別表第2の窓の断熱改修の(2)ア又はイに該当する場合</p> <p>(1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 補助対象設備を導入する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する補助対象設備と同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、要綱等に基づく補助金の交付を受けていないこと。</p>
窓の断熱改修	<p>補助対象設備を導入する住宅が、別表第2の窓の断熱改修の(2)ウに該当する場合</p> <p>(1) 補助対象設備を導入する市内に所在するマンション等管理組合であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を導入するマンション等において、導入する補助対象設備と同種の補助対象設備に対し、マンション等管理組合が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。</p>
電気自動車等	<p>(1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する補助対象設備と同種の補助対象設備に対し、補助事業を実施する者が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 補助対象設備を導入する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ている者</p> <p>(3) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する補助対象設備と同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成</p>

	する者が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
集合住宅用充電設備	(1)補助対象設備を導入する市内に所在するマンション等管理組合又は所有者であること。 (2)補助対象設備の導入に当たって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定を受けていること。 (3)同一工事において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

別表第5 (第5条)補助対象経費

補助対象設備の区分	補助対象経費
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	補助対象設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品(給湯器、リモコン等)の導入に係る費用、工事費(据付、配線、配管工事等)
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測、表示装置、キュービクル等)の導入に係る費用、工事費(据付、配線工事等)
窓の断熱改修	補助対象設備本体(ガラス、窓)の導入に係る費用、高断熱窓の導入と不可分の工事費(窓、ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁、ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部、内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等)
電気自動車等	補助対象設備本体の導入に係る費用
V2H充放電設備	補助対象設備本体の導入に係る費用
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の導入に係る費用

別表第6 (第5条)補助金の額

補助対象設備の区分	補助金の額
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	停電時自立運転機能あり 補助対象経費の合計額又は10万円(習志野市営ガスを使用する場合、30万円)のいずれか低い額
	停電時自立運転機能なし 補助対象経費の合計額又は30万円のいずれか低い額(習志野市営ガスを使用する場合に限る。)
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費の合計額又は7万円のいずれか低い額
窓の断熱改修	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額又は8万円(マンション等の場合は、8万円に戸数を乗じて得た額)のいずれか低い額
電気自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 補助対象経費の合計額又は15万円のいずれか低い額
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合

	補助対象経費の合計額又は10万円のいずれか低い額
プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 補助対象経費の合計額又は15万円のいずれか低い額
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 補助対象経費の合計額又は10万円のいずれか低い額
V2H充放電設備	補助対象経費の合計額に10分の1を乗じて得た額又は25万円のいずれか低い額
集合住宅用充電設備	居住者のみ充電設備を利用可能な場合 補助対象設備本体の導入に係る費用に係る国が実施する補助金の補助金額に3分の1を乗じて得た額又は50万円(充電設備の基数が複数の場合は、50万円に基数を乗じて得た額)のいずれか低い額
	居住者以外も充電設備を利用可能な場合 補助対象設備本体の導入に係る費用に係る国が実施する補助金の補助金額に3分の2を乗じて得た額又は100万円(充電設備の基数が複数の場合は、100万円に基数を乗じて得た額)のいずれか低い額

別表第7 (第6条) 交付申請書の添付書類 (共通して必要となるもの)

補助対象設備の区分	交付申請書の添付書類
全ての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要(別記第1号様式別紙) (2) 補助対象設備の導入に係る費用等の支払いを証する書類の写し(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写し) (3) 補助対象設備の導入に係る費用等の内訳が確認できる書類の写し (4) その他市長が必要と認める書類

別表第8 (第6条) 交付申請書の添付書類 (補助対象設備ごとに必要となるもの)

補助対象設備の区分	交付申請書の添付書類
家庭用燃料電池システム(エネファーム)、	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し (2) 補助対象設備の導入状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類の写し
定置用リチウムイオン蓄電システム、	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し (2) 補助対象設備の導入状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類の写し (4) 補助対象設備を導入する住宅が、別表第2の定置用リチウムイオン蓄電システムの(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し (2) 補助対象設備の導入工事着工前であることが確認できる写真 (3) 補助対象設備の導入状況が確認できる写真

	<p>(4)補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類の写し</p> <p>(5)補助対象設備を導入する住宅が、別表第2の窓の断熱改修の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し</p> <p>(6)平面図、立面図</p> <p>(7)補助事業を実施する者がマンション等管理組合である場合、次の書類の写し</p> <p>ア 現在の代表者が選定されたことを証する書類(マンション等の所有者である場合は除く。)及び代表者の本人確認ができる書類</p> <p>イ マンション等である事を証する書類</p> <p>ウ 法人に係る登記事項証明書(補助事業を実施する者が法人である場合に限る。)</p>
電気自動車等	<p>(1)補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し</p> <p>(2)補助対象設備の導入状況が確認できる写真</p> <p>(3)補助対象設備を導入する者が居住する住宅が別表第2の電気自動車等の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し</p> <p>(4)住宅用太陽光発電設備により発電した電気を補助対象設備に充電できることが確認できる書類の写し</p> <p>(5)自動車検査証記録事項の写し</p> <p>(6)住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助事業を実施するときは、V2H充放電設備を導入していることを証する書類の写し</p>
V2H充放電設備	<p>(1)補助対象設備の導入状況が確認できる写真</p> <p>(2)補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類の写し</p> <p>(3)補助対象設備を導入する住宅が別表第2のV2H充放電設備の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し</p>
集合住宅用充電設備	<p>(1)補助対象設備の導入状況が確認できる写真</p> <p>(2)補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類の写し</p> <p>(3)一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した次の書類の写し</p> <p>ア 交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し</p> <p>イ 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し</p> <p>ウ イの実績報告に係る申請の額の確定書類の写し(一般社団法人次世代自動車振興センターへの変更の申請をしている場合に限る。)</p> <p>(4)居住者以外も充電設備を利用可能な場合の補助事業を実施するときは、敷地外から見える範囲に設置された居住者以外も当該充電設備の利用が可能であることが明記された案内板等と周囲の景観が確認できる写真</p> <p>(5)補助事業を実施する者がマンション等管理組合である場合、次の書類の写し</p>

	<p>ア 現在の代表者が選定されたことを証する書類(マンション等の所有者である場合は除く。)及び代表者の本人確認ができる書類</p> <p>イ マンション等である事を証する書類</p> <p>ウ 法人に係る登記事項証明書(補助事業を実施する者が法人である場合に限る。)</p>
--	--

別表第9 (第10条) 財産処分制限期間

補助対象設備の区分	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車等	4年
V2H充放電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年

別記第1号様式(第6条)

習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

習志野市長 宛

申請者 住所  
フリガナ  
氏名  
電話番号

習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、習志野市補助金等交付規則及び習志野市住宅用設備脱炭素化促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、当該補助金の交付に係る要件確認のため、住民登録の有無、市民税の納付状況、その他必要事項について、市が調査することに同意します。

補助対象設備の区分 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池(エネファーム) <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備 <input type="checkbox"/> 集合住宅用充電設備
補助対象設備を導入する住宅等の所在地	
補助金交付申請額	円(1,000円未満切捨て)
補助対象設備の概要	別紙のとおり ※該当する補助対象設備についてのみ提出
補助対象設備導入住宅の区分 ※該当に○ ※窓の断熱改修は1のみ	1 既存の住宅に補助対象設備を導入する。 2 未使用の補助対象設備が導入された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を導入する。
補助対象設備導入住宅の所有者 ※該当に○	申請者本人・その他( )
<p>※申請者と所有者が異なる場合は、下記に所有者の署名をお願いします。            私は、私の所有する住宅に補助金申請者が習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る補助対象設備を導入することについて、同意します。</p> <p style="text-align: center;">署名</p>	

## 補助対象設備の概要

申請者氏名 \_\_\_\_\_

## 1 家庭用燃料電池システム(エネファーム)

メーカー名		
燃料電池ユニット品名番号		
製造番号		
貯湯ユニット品名番号		
製造番号		
発電出力(kW)		
停電時自立運転機能 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
補助事業実施期間	工事着工日	年 月 日
	工事完了日	年 月 日
国その他の団体からの補助金 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり( 円) <input type="checkbox"/> なし
補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)		円
補助金交付申請額		円

## 補助対象設備の概要

申請者氏名\_\_\_\_\_

## 2 定置用リチウムイオン蓄電システム

環境共創イニシアチブ(SII)登録日	年 月 日
メーカー名	
パッケージ型番	
蓄電容量	kWh
住宅用太陽光発電設備 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 新規導入 <input type="checkbox"/> 導入済み
補助事業実施期間	工事着工日 年 月 日
	工事完了日 年 月 日
国その他の団体からの補助金 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> あり( 円) <input type="checkbox"/> なし
補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)	円
補助金交付申請額	円

## 補助対象設備の概要

申請者氏名\_\_\_\_\_

## 3 窓の断熱改修

登録団体 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 環境共創イニシアチブ(SII) <input type="checkbox"/> 北海道環境財団	
登録日		年 月 日	
SII 登録型番又は登録番号			
メーカー名			
製品名			
製品型番			
既存住宅への導入		<input type="checkbox"/> 補助事業の工事着工日は、補助対象設備導入住宅の建築完了日の翌日以降である。	
補助事業実施期間	工事着工日	年 月 日	
	工事完了日	年 月 日	
改修を行う戸数 ※マンション等管理組合による 申請の場合のみ記入		戸	
国その他の団体からの補助金 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり( 円) <input type="checkbox"/> なし	
補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)		円	
補助対象経費の4分の1 (1,000円未満切り捨て)		円	
補助金交付申請額		円	

## 補助対象設備の概要

申請者氏名\_\_\_\_\_

## 4 電気自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日		年 月 日
住宅用太陽光発電設備 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 新規導入 <input type="checkbox"/> 導入済み <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車に充電できる。
V2H充放電設備 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 新規導入 <input type="checkbox"/> 導入済み <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
国その他の団体からの補助金 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり(                      円) <input type="checkbox"/> なし
補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)		円
補助金交付申請額		円

## 補助対象設備の概要

申請者氏名\_\_\_\_\_

## 5 プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日		年 月 日
住宅用太陽光発電設備 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 新規導入 <input type="checkbox"/> 導入済み <input type="checkbox"/> 発電した電気をプラグインハイブリッド自動車に 充電できる。
V2H充放電設備 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 新規導入 <input type="checkbox"/> 導入済み <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
国その他の団体からの補助金 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり(                      円) <input type="checkbox"/> なし
補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)		円
補助金交付申請額		円

## 補助対象設備の概要

申請者氏名\_\_\_\_\_

## 6 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 新規導入 <input type="checkbox"/> 既に導入済
電気自動車等 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 新規導入 <input type="checkbox"/> 既に導入済
補助事業実施期間	工事着工日	年    月    日
	工事完了日	年    月    日
国その他の団体からの補助金 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり(                  円) <input type="checkbox"/> なし
補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)		円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)		円
補助金交付申請額		円

## 補助対象設備の概要

申請者氏名\_\_\_\_\_

## 7 集合住宅用充電設備

マンション等の名称				
マンション等の所在地				
メーカー名				
型式				
充電設備の利用者		<input type="checkbox"/> 居住者のみ <input type="checkbox"/> 居住者以外も利用可能		
補助事業実施期間	工事着工日	年	月	日
	工事完了日	年	月	日
導入する充電設備の基数 (複数口の充電設備にあつては、その口数)		基(口)		
補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)		円		
国が実施する補助金の補助金額 (クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金)		円		
<居住者のみ利用可能> 国が実施する補助金の補助金額の 3分の2 <居住者以外も利用可能> 国が実施する補助金の補助金額の 3分の1 (1,000円未満切り捨て)		円		
補助金交付申請額		円		

別記第2号様式(第7条第2項)

習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金手続代行者届

年 月 日

習志野市長 宛

申請者 住所  
フリガナ  
氏名  
電話番号

習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る交付の申請の手続について、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記の者を代行者として届け出ます。

住 所	
会 社 名	
担当者氏名	
電 話 番 号	

別記第3号様式(第8条)

習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

年 月 日

習志野市長 宛

申請者 住所  
フリガナ  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付け習志野市指令 第 号により交付決定の通知を受けた  
習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、習志野市補助金等交付規則及  
び習志野市住宅用設備脱炭素化促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり  
請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 支所	
口座種別	1 普通	2 当座	3 貯蓄
口座番号			
フリガナ 口座名義			

備考

1 ゆうちょ銀行を振込先に指定する場合は、振込専用の支店名及び7桁の口座番号を記入して  
ください。

別記第4号様式(第10条第1項)

習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書

年 月 日

習志野市長 宛

申請者 住所  
フリガナ  
氏名  
電話番号

年 月 日付け習志野市指令 第 号により交付決定の通知を受けた習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る補助対象設備について、習志野市補助金等交付規則及び習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり処分の承認を申請します。

処分する 補助対象設備の区分 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池(エネファーム) <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備 <input type="checkbox"/> 集合住宅用充電設備
処分の方法 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 担保 <input type="checkbox"/> 破棄 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> その他( )
処分の時期	年 月 日(から 年 月 日まで)
処分の理由	※具体的に記載してください。
処分の条件	※処分により収益があった場合は、その額を記載してください。

様

習志野市長 印

習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった処分の承認については、下記のとおり決定しましたので、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、次のとおり通知します。

1 補助事業等の名称	
2 決定区分	承認(不承認)
3 承認の条件 (不承認の理由)	
4 納付額	円

※  
上  
記  
の  
決  
定

内容及び承認の条件(不承認の理由)に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面をもって申請の取下げができます。